

◆11月23日(木)「勤労感謝の日」は、家庭ごみと資源化物を平常どおり収集します。収集日にあつている地区のかたはお忘れなく

●問い合わせ 環境都市推進課
☎(888)5709

低所得の子育て世帯生活 支援特別給付金

食費などの物価高騰に影響を受けた低所得の子育て世帯を応援するため、児童1人あたり5万円を支給します。詳しくは市ホームページをご覧ください。子ども総務課へお問い合わせください。

*令和5年3月分の児童扶養手当受給者または令和4年度の低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の受給者(その他の世帯分)は、すでに支給済みです。

【対象児童】平成17年4月2日(障がい児は平成15年4月2日)~令和6年2月29日生まれ

【支給対象】

次の①または②に該当するかた

①対象児童の養育者でひとり親世帯(申請が必要)

②公的年金などを支給していることにより令和5年3月分の児童扶養手当を受給していないかた

令和5年3月分の児童扶養手当は受給していないが、食費など物価高騰の影響を受け、収入が児童扶

養手当受給世帯と同じ水準にあると認められるかた

◆広報ID番号 1038571

②対象児童の養育者でその他の世帯(申請が必要)

令和5年度分の住民税均等割が非課税のかた

食費など物価高騰の影響を受けて家計が急変し、住民税が非課税と同様の事情にあるかた

◆広報ID番号 1038572

●問い合わせ 子ども総務課

①について ☎(888)5690
②について ☎(888)5689

「あきエコどんどんプロジェクト」に参加しませんか



レジ袋辞退など、エコな取り組みでポイントゲット! 30ポイントたまると、抽選で地元産品などをプレゼント!

スーパーやコンビニエンスストア、金融機関など、さまざまな場所のポイントを獲得できます。そのほか、便利なごみ分別情報もご利用いただけます。詳しくはインターネットで、「あきエコどんどんプロジェクト」と検索してください。まずは、下のコードからスマートフォンにアプリを



あきエコどんどんプロジェクト

◆「秋の清掃月間」の参加者に、あきエコポイントを5ポイント差上げます。アプリをダウンロード後、下のコードを読み込むとポイントを取得できます!



秋の清掃月間ポイント獲得

(11月30日(木)まで)

●問い合わせ 一般社団法人あき地球環境会議 ☎(874)8548

任期付職員(部長級)を募集します

来々4月採用予定の秋田市任期付職員採用試験を次のとおり実施します。任期は、令和6年4月1日から令和8年3月31日まで(2年間)。要件など、詳しくは受験案内書をご覧ください。

【募集分野：部長級】

次の各分野を統括し、専門的知見に基づく施策の評価・助言等により庁内の総合調整を担う。

- ①子ども・子育て、若者育成支援等
- ②女性活躍の推進
- ③多様性社会の推進

【試験方法】

第一次試験：書類選考
第二次試験：面接試験

【受験案内書配布場所】

市役所1階総合案内、4階人事課、各市民SC(中央を除く)、駅東SC、秋田市移住相談センター(東京都千代田区)、同八重洲センター

(同中央区)、市ホームページ

(広報ID番号 1040208)

【受付期間と場所】

12月8日(金)までに人事課へ(郵送の場合は当日消印有効)。秋田市電子申請・届出サービスから申し込むこともできます

●問い合わせ

人事課 ☎(888)5429

一般競争入札で 市有地を売却します

市有地を次のとおり一般競争入札により売却します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

◆広報ID番号 1016422

土地の所在/面積/最低入札価格

- ①御所野地蔵田四丁目16番9
245.16㎡/752万7千円
- ②南通築地99番6
155.24㎡/439万4千円

入札日時▶12月15日(金)午前10時

入札会場▶市役所6階会議室6-A
入札保証金▶入札額の100分の5以上

●問い合わせ 財産管理活用課

☎(888)5439



御所野



南通



市有地売却

最期まで「わたしらしく」生きる 〜知っていますか？ 人生会議〜

「人生会議」に役立つリーフレットを、長寿福祉課（市役所2階）、各地域包括支援センターで配布しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。◆広報ID番号 10205615

【問い合わせ】長寿福祉課 ☎(888)5668

（11月11日 30日看取り・看取られ）

11月30日は「人生会議の日」

「人生会議」とは、もしものときのために、残された人生をどのように過ごしたいのか、どんな医療や介護を受けたいのかということを考え、信頼する人たち（家族や医療スタッフなど）と話し合う取り組みの愛称です。

人生の最期にどうありたいか、この機会に、もしものときに備えて、「あなた」と「大切な人」のために考えてみませんか。

◆遺贈による寄付

秋田市では遺贈による寄付の受け入れを行っています。遺贈による寄付とは、生前に本人の意志を遺しておき、遺産の一部または全てを、特定の人や団体に寄付することをいいます。

秋田市への遺贈による寄付をご検討されるかたは、提携金融機関（秋田銀行）にご相談ください。

●問い合わせ 秋田銀行各営業店



コチラからも↑

「人生会議の進め方」

①あなたの思いについて考えてみましょう

▼あなたの大切にしていることは何ですか

▼これからのどのように暮らしたいですか

（例）住み慣れた家で暮らしたい、趣味の畑仕事を続けたい

②その思いを信頼している人と話し合ってみましょう

③あなたの思いを書いてみましょう



時間の経過やその時の体調などによって、気持ちが変わった場合には、いつでも見直すことができます。大切なのは、自分と信頼する人たちでお互いの思いを日頃から繰り返し話し合い、共有することです。まずは、話し合うことから始めてみましょう。

成年後見制度の相談は秋田市権利擁護センターへ

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分なたに代わり、財産管理や契約などに関する法律的な支援を行う制度です。

みなさんが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、成年後見制度の活用をお手伝いいたします。成年後見制度に関する相談は、秋田市権利擁護センターへお問い合わせください。

●問い合わせ 秋田市権利擁護センター（秋田市社会福祉協議会内）
☎(862)0102（平日午前9時～午後5時）

◆こんなことでお困りではありませんか

- ・障がいのある娘と暮らしているが、自分たち両親がいなくなった後のことが心配
- ・物忘れなのかいつの間にか高額な契約を何件もしてしまった
- ・母親の物忘れが進み、通帳も印鑑もどこにしまったかわからないらしい
- ・頼る人がいないが、自分が認知症になったら誰が世話をしてくれるのだろうか

【秋田市権利擁護センターの「おもな業務」】

- ◆相談：成年後見制度の利用や権利擁護を目的とした相談を受け、解決に向けた支援をします。また成年後見制度のみならず、ほかの事業利用が望ましい場合、その利用ができるようお手伝いします。後見人などからの相談にも対応します。
- ◆成年後見制度の利用促進：申立手続きの支援などを行います。
- ◆講演会などの実施：地域の集まりやさまざまな団体からの依頼を受け、職員による出前講座やセミナーを開催します。

有償ボランティアによる除雪を行う団体を募集

対象▶冬期間を通して私道を除雪する町内会、地域の団体、企業など
金額▶1シーズンあたり400円/戸
（1団体あたり10万円を上限）
支給要件（除雪距離）▶除雪機使用：合計100戸以上、人力：合計50戸以上
募集団体数▶10団体（申し込み多数の場合は選考）
申込期限▶11月27日（月）まで
申込方法▶詳しくは市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

◆広報ID番号 1040302

●問い合わせ 生活総務課 ☎(888)56615